

第105期 定時株主総会招集ご通知



日 時

平成28年6月28日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



場 所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
当行本店7階集会室



議決権行使書用紙または インターネットによる議決権行使期限

平成28年6月27日（月曜日）

午後6時

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。
是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
詳細は2頁をご覧ください。

株主総会に ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください

株主総会に ご出席いただけない場合



書面またはインターネット
によりご行使ください

目 次

第105期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	2
(添付書類)	
第105期事業報告	3
計算書類	30
連結計算書類	32
監査報告書	35
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	39
第2号議案 取締役10名選任の件	40



証券コード 8379
平成28年6月7日

株主各位

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社 **広島銀行**
取締役頭取 池田晃治

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第105期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権行使することができます。

書面により議決権行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

電磁的方法（インターネット）により議決権行使される場合も同様に株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記の「インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について」（46頁）をご高覧のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具
記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区紙屋町一丁目3番8号 当行本店7階集会室
3. 目的事項
報告事項 第105期（平成27年4月1日から）事業報告、計算書類、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合

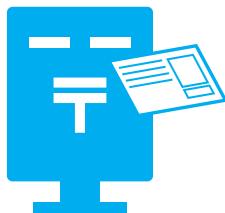


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時：平成28年 **6月28日**（火曜日）午前10時

開催場所：当行本店7階集会室

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限：平成28年 **6月27日**（月曜日）午後 **6時必着**



インターネットによる議決権行使

詳細は46頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成28年 **6月27日**（月曜日）午後 **6時まで**

1. 書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2. 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」
 したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第105期(平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を中心とする地域の金融機関として、充実したネットワークを活かし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務に加え、投資信託や保険商品の窓口販売業務等の総合金融サービスを提供しております。

[経済金融環境]

平成27年度のわが国経済は、輸出や生産活動が総じて堅調に推移する中、日本銀行の金融緩和策や政府の経済政策を背景に、企業業績の回復や雇用・所得環境の改善がみられました。また、個人消費や住宅投資が底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかし、年度後半以降は、中国経済の減速や原油価格下落に伴う世界経済の下振れリスクの影響が懸念されるなど、景気の先行き不透明感が高まりました。

当地方の経済は、主力の自動車産業を中心に、輸出や生産活動が堅調に推移しました。また、雇用・所得環境が改善し、個人消費が底堅く推移したほか、住宅投資に持ち直しの傾向がみられるなど、全体として景気は緩やかに回復しました。

金融面では、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受けて、短期金利が0%を割り込んだほか、長期金利が史上初めてマイナスになるなど、金利低下が一段と進みました。

[事業の経過及び成果]

このような経済金融環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」をスタートし、お客さま第一主義を実践する中で、地域に密着した総合金融サービスの提供に努めてまいりました。

営業面では、お客様のニーズにタイムリーかつスピーディーにお応えするため、投資信託等の商品構成を充実させたほか、「<ひろぎん>Let's NISAキャンペーン」や「<ひろぎん>いいね！資産運用キャンペーン」等の各種キャンペーンを実施しました。また、お客様に「使いやすさ」・「安心・安全」を提供するため、すべてのATMを最新機種に更改したほか、「<ひろぎん>ダイレクトバンキングサービス」も全面的にリニューアルしました。

地方創生に向けた活動では、個人のお客さま向けには、「電子マネー方式プレミアム付き商品券『HIROCA』」の発行・運営を行ったほか、「<ひろぎん>子育て家族応援プラン 赤ちゃんはじめまして定期預金」等の育児応援商品の取扱いや「<ひろぎん>夢をつむぐ子育て支援キャンペーン」等を実施しました。法人や個人事業主のお客さま向けには、地元中小企業の健康経営への取組みを促進・支援することを目的とした「<ひろぎん>健康経営評価融資制度」や円滑な事業承継を目的とした「<ひろぎん>事業承継サポートローン」等の融資商品を創設しました。また、広島市・呉市・府中市と地域活性化連携協定書等を締結し、行政との連携も深めました。

店舗につきましては、平成28年1月に平和大通り支店を新設したほか、南観音出張所を観音支店に昇格させ、渉外担当者を配置するなど、営業力の強化を図りました。

店舗外現金自動設備につきましては、期中10カ所に新設した一方で5カ所廃止し、期末現在で323カ所に設置しております。なお、「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中2,089カ所増加して期末現在で全国45,512カ所（うち広島県内1,066カ所）となりました。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、広島県と共同で事業所内保育施設「イクちゃんち」を開設したほか、当行従事者による地域清掃活動や地域イベントへの参加、「キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」等の金融教育支援を実施し、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行をあげて収益力の強化と経営基盤の拡充を図り、経営の合理化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

(預 金)

預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金・法人預金がともに大きく増加し、期中2,724億円増加して、期末残高は6兆7,975億円となりました。

(貸 出 金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、期中1,651億円増加して、期末残高は5兆2,672億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向に配意した運用に努めました結果、国債が減少したことを主因に、期中1,401億円減少して、期末残高は1兆9,993億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、資本取引が減少したことを主因に、前期比14億66百万ドル減少して、156億2百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比54億3百万円増加して451億36百万円、当期純利益は、前期比61億15百万円増加して300億2百万円となりました。なお、連結ベースの経常利益は、前年度比68億95百万円増加して472億10百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比47億92百万円増加して313億55百万円となりました。

[当行の対処すべき課題]

平成27年度の当行の業績は、日本銀行の量的・質的金融緩和等による低金利環境が長引く中、資金利益や役務取引利益等の減少があったものの、国債等債券売却益の増加やお取引先への経営支援を通じた与信費用の削減等により、当期純利益は前年比61億円増益の300億円となりました。

一方で、今後の金融機関を取り巻く環境を展望しますと、人口や事業所数の減少に加え、日本銀行のマイナス金利政策導入による一層の市場金利の低下等、これまで以上に厳しい状況を迎えつつあります。

こうした状況を乗り越えるべく、当行では、既成概念からの脱却によって「現場力」を磨き上げ、地域における資金循環機能をこれまで以上に発揮していくとともに、高度な金融サービスの提供に努めてまいります。

具体的には、事業性評価の推進や創業・ベンチャー支援、瀬戸内地域の観光産業活性化に向けた取組み等を通じて地域における仕事の創出を図り、地方創生の実現に貢献してまいります。

また、女性の活躍に向けた取組みの強化や専門人材の採用によるダイバーシティの推進に加え、他業態と連携したニュービジネスへの取組み等を通じて、あらゆるサービスに一層の付加価値をもたらしていくとともに、持続的成長の実現に向けたビジネスモデルの構築に努めてまいります。

加えて、サイバーセキュリティ管理の強化やマイナンバー法への適切な対応、振り込め詐欺未然防止への取組み等、お客さま保護に努めていくとともに、高い倫理観の醸成に向けた継続的な取組みを行う中で、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践してまいります。

さらに、当行は地域になくてはならない銀行グループを目指すために、社会貢献や環境保全といったCSRに関するあらゆる面で積極的に行動し、地域での存在価値を更に高めてまいります。

これらの取組みを通じて、全てのステークホルダーから信頼される、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	59,325	61,881	65,251	67,975
定期性預金	22,602	23,354	24,847	25,489
その他の預金	36,722	38,526	40,403	42,486
社 債	700	500	200	200
貸 出 金	46,451	48,046	51,021	52,672
個人向け	9,438	9,796	9,942	10,197
中小企業向け	21,876	22,628	24,303	25,323
その他の貸出金	15,136	15,620	16,776	17,151
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	155	125	185	122
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	132	103	162	102
有 価 証 券	20,642	19,891	21,394	19,993
国 債	12,568	11,283	11,346	10,528
その他の有価証券	8,074	8,608	10,047	9,465
総 資 産	70,595	72,009	78,798	81,852
内 国 為 替 取 扱 高	571,142	576,933	561,843	577,305
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 21,038	百万ドル 17,526	百万ドル 17,068	百万ドル 15,602
経 常 利 益	百万円 29,653	百万円 38,138	百万円 39,733	百万円 45,136
当 期 純 利 益	百万円 16,743	百万円 22,450	百万円 23,887	百万円 30,002
1 株当たりの当期純利益	円 錢 27 03	円 錢 36 18	円 錢 38 43	円 錢 48 19
信 託 財 産	301	311	312	385
信 託 報 酬	百万円 108	百万円 109	百万円 136	百万円 150

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	1,323	1,437	1,288	1,343
経 常 利 益	322	393	403	472
親会社株主に帰属する当期純利益	174	228	265	313
純 資 産 額	3,663	3,585	4,361	4,479
総 資 産	70,616	72,055	79,170	82,009

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,380人	3,367人
平 均 年 齢	40年6月	40年9月
平 均 勤 続 年 数	17年1月	17年5月
平 均 給 与 月 額	417千円	410千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
広 島 県	136 店 うち出張所 (16)	136 店 うち出張所 (17)
岡 山 県	10 (—)	10 (—)
山 口 県	7 (—)	7 (—)
島 根 県	1 (—)	1 (—)
愛 媛 県	6 (—)	6 (—)
福 岡 県	2 (—)	2 (—)
兵 庫 県	2 (—)	2 (—)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
愛 知 県	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
国 内 計	167 (16)	167 (17)
海 外	— (—)	— (—)
合 计	167 (16)	167 (17)

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3カ所	3カ所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	45,835カ所	43,741カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を45,512カ所（前年度末43,423カ所）含んでおります。

当年度新設営業所

営業所名	所在地
平和大通り支店	広島県広島市西区東観音町3番17号

- (注) 1. 当年度において観音支店南観音出張所を廃止いたしました。
 2. 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を10ヵ所新設いたしました。
 (コンビニATMを除く)

廿日市支店ゆめタウン廿日市出張所 (広島県廿日市市下平良)
 福山春日支店ハート坪生店出張所 (広島県福山市坪生町)
 福山野上支店みどり町モール出張所 (広島県福山市緑町)
 五日市支店マックスバリュエクスプレス藤垂園店出張所 (広島県広島市佐伯区藤垂園)
 西条支店マックスバリュ西条御条店出張所 (広島県東広島市西条御条町)
 向洋支店フレスタ安芸府中店出張所 (広島県安芸郡府中町新地)
 祇園支店フレスタ長束店出張所 (広島県広島市安佐南区長束)
 海田支店ショージみどり坂店出張所 (広島県広島市安芸区瀬野西)
 呉支店吳市役所キャッシュコーナー出張所 (広島県吳市中央)
 廿日市支店フジ廿日市店出張所 (広島県廿日市市城内)

また、当年度において尾道栗原支店三谷屋門田プラザ店出張所、祇園支店フレスタ長束店出張所、西条支店エルピーダメモリ出張所、因島支店ユアーズ因島店出張所、本店営業部アンデルセン広島店出張所を廃止いたしました。

(コンビニATMを除く)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,561
---------	-------

重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗	3,185
事務所ほか	1,375

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他の
ひろぎん ビジネスサポート 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	連結決算業務、 印刷・製本業務等	平成2年 11月30日	百万円 40	% 100.00	
ひろぎん モーゲージサービス 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	担保不動産の調査・ 評価業務	平成元年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	平成13年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ウェルスマネジメント 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	保険代理業務	平成17年 10月1日	百万円 10	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	昭和53年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ロー ン等の信用保証業務	昭和62年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん ウツミ屋証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	平成19年 7月25日	百万円 6,100	% 50.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース業務	昭和55年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	
ひろぎん オートリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	自動車等のリース 業務	平成4年 4月1日	百万円 10	% —	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. ひろぎんオートリース株式会社は、当行の関連法人等が議決権の100.00%を直接保有しております。
 4. 当行の連結される子会社は6社、持分法適用の関連法人等は3社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方
法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行つております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
10. 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
角 廣 黙	取締役会長（代表取締役）		
池 田 晃 治	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所 担当		
山 下 秀 雄	取締役専務執行役員 融資部 担当		
廣 田 亨	取締役専務執行役員 営業統括部・融資企画部・法人営業部 国際営業部・公務営業部 担当		
中 島 正 夫	取締役常務執行役員監査部長 監査部 担当		
三 吉 吉 三	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部 リスク統括部 担当		
小 嶋 泰 紀	取締役常務執行役員 総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当		
吉 野 勇 治	取締役常務執行役員 個人営業部・業務サービス部 資金証券部 担当		
住 川 雅 洋	取締役（社外）		
前 田 香 織	取締役（社外）		
水野上 広 司	常任監査役（常勤）		
水 谷 泰 之	常任監査役（常勤）		
武 井 康 年	監査役（社外）	弁護士 法人広島総合法律会計 事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	
高 橋 義 則	監査役（社外）		公認会計士
吉 田 正 子	監査役（社外）		

- (注) 1. 取締役の住川雅洋及び前田香織は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役の住川雅洋、前田香織、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。
 6. 平成28年4月1日付で次のとおり取締役の委嘱の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中島正夫	取締役常務執行役員 監査部 担当		

7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
専務取締役	藏田和樹	平成27年6月25日（任期満了）
専務取締役	竹内万博	平成27年6月25日（任期満了）
専務取締役	角倉博志	平成27年6月25日（任期満了）
常任監査役（常勤）	瀬川清文	平成27年6月25日（任期満了）
監査役（社外）	高木誠一	平成27年6月25日（辞任）
監査役（社外）	前川功一	平成27年6月25日（任期満了）

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
野 口 悟	常務執行役員	地区担当役員
荒 木 裕 三	常務執行役員	地区担当役員
部 谷 俊 雄	常務執行役員	本店営業部本店長
小 川 実	執 行 役 員	地区担当役員東部統括本部長兼尾道支店長
神 原 紳 造	執 行 役 員	
神 田 和 幸	執 行 役 員	岡山支店長
妻 崎 博 之	執 行 役 員	徳山支店長
岩 本 宏	執 行 役 員	呉支店長兼呉市役所出張所長
本 川 浩 司	執 行 役 員	福山営業本部本部長
小 尻 泰 史	執 行 役 員	東京支店長
小 尻 郁 男	執 行 役 員	今治支店長

(注) 1. 平成28年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
部 谷 俊 雄	常務執行役員	リスク統括部 担当
小 川 実	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
妻 崎 博 之	常務執行役員	本店営業部本店長

2. 平成28年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
旗 手 雅 崇	執行役員	監査部長
中 間 克 彦	執行役員	尾道支店長
前 田 昭	執行役員	法人営業部・国際営業部 担当
小 池 政 弘	執行役員	徳山支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人數	報酬等
取締役	13人	490
監査役	8人	82
計	21人	573

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションとしております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
- a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。

(平成2年6月28日第79期定時株主総会決議)

- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。
 (平成27年6月25日第104期定時株主総会決議)

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超～330億円以下	110百万円
270億円超～300億円以下	100百万円
240億円超～270億円以下	90百万円
210億円超～240億円以下	80百万円
180億円超～210億円以下	70百万円
150億円超～180億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	50百万円
90億円超～120億円以下	40百万円
60億円超～90億円以下	30百万円
30億円超～60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は年額1億50百万円としております。
 (平成22年6月29日第99期定時株主総会決議)
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額7百万円としております。
 (平成22年6月29日第99期定時株主総会決議)
4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬110百万円、当事業年度に係る株式報酬型ストック・オプションの報酬額118百万円を含んでおります。
5. 当行は平成22年6月29日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第99期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間にに対応するものとして退職慰労金を各人の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役2名に対し40百万円及び監査役2名に対し13百万円の退職慰労金を支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋（取締役）	
前田 香織（取締役）	
武井 康年（監査役）	弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則（監査役）	
吉田 正子（監査役）	

(注) 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋（取締役）	2年9カ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織（取締役）	9カ月	取締役会12回開催のうち11回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
武井 康年（監査役）	4年9カ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則（監査役）	9カ月	取締役会12回開催のうち11回出席 監査役会10回開催のうち9回出席	会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子（監査役）	9カ月	取締役会12回開催のうち11回出席 監査役会10回開催のうち9回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 前田香織、高橋義則及び吉田正子については、平成27年6月25日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行 か ら の 報 酸 等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	7 人	34 (—)	—

(注) () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

2,000,000千株

発行済株式の総数

622,913千株

(自己株式2,352千株を除く。)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

17,005名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,929千株	4.32%
明治安田生命保険相互会社	19,009	3.05
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	16,687	2.67
シーピー化成株式会社	14,927	2.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,088	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,737	2.04
日本生命保険相互会社	12,085	1.94
住友生命保険相互会社	12,076	1.93
中國電力株式会社	12,008	1.92
株式会社みずほ銀行	11,500	1.84

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、自己株式(2,352千株)を控除して計算しております。

4. 持株比率の計算上、当行が三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託)に対し、第三者割当て処分した1,094千株を上記の自己株式に含んで計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(従業員持株ESOP信託)

当行は平成23年5月13日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）の導入を決議し、同年6月1日に信託契約を締結しました。

① ESOP信託導入の目的

従業員の財産形成を促進する福利厚生制度の拡充を図るとともに、当行の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ることを目的とし、当行従業員へのインセンティブ・プランであるESOP信託を導入しました。

② ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当行が「広島銀行従業員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得します。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

③ 信託契約の内容

イ. 信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
ロ. 委託者	当行
ハ. 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
二. 受益者	当行持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
ホ. 信託管理人	当行と利害関係のない第三者
ヘ. 信託契約日	平成23年6月1日
ト. 信託の期間	平成23年6月1日～平成28年6月10日
チ. 議決権行使	受託者は、当行持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当行株式の議決権行使します。
リ. 取得株式の種類	当行普通株式
ヌ. 取得株式の総額	1,999,715,000円
ル. 株式の取得方法	当行自己株式の第三者割当により取得

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 89,900株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成22年7月29日～平成52年7月28日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	3名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 95,200株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成23年7月28日～平成53年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	3名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 155,900株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日～平成54年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 140,300株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成25年7月26日～平成55年7月25日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	5名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 216,100株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日～平成56年7月30日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	7名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第6回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 165,000株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日～平成57年7月31日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の
有限責任あづさ監査法人 指定有限責任社員 尾崎 更三 指定有限責任社員 河合聰一郎 指定有限責任社員 森本 洋平	71	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である本部事務部門の業務量調査作業支援業務を委託し、対価を支払っています。
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		73 百万円

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する」という経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

加えて、株式会社東京証券取引所の「独立役員」の基準を満たす社外取締役を選任するなど、コーポレート・ガバナンス及び業務の適正を確保する体制の強化に継続的に努めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するなか、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができる場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めていけるほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正を行っています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

また、「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者に配付し、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「統合的リスク管理方針書」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。

また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。

加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画（BCP）」として優先して継続する重要業務等を定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。また、隨時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要な事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。

(運用状況の概要)

経営会議・審査会において、経営全般の重要な事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または隨時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことと定めています。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行では、平成18年4月に監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を新設し、監査役会の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

- (7) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のコンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

(運用状況の概要)

行内諸規程において、監査役への報告ルールを整備しているほか、各部店は、監査役からの依頼・要請に基づいて、隨時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」、「グループ会社運営・管理規程」において、通報（相談）者保護を定めています。

(運用状況の概要)

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行では、「本部決裁権限規程」において、監査役の職務執行に係る予算措置・経費の取扱いを定めています。

(運用状況の概要)

毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当行経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行では、「取締役会規程」等の諸規程にて、取締役会は監査役の出席を求めて開催すること、経営会議・審査会に監査役は出席できることを定めています。

(運用状況の概要)

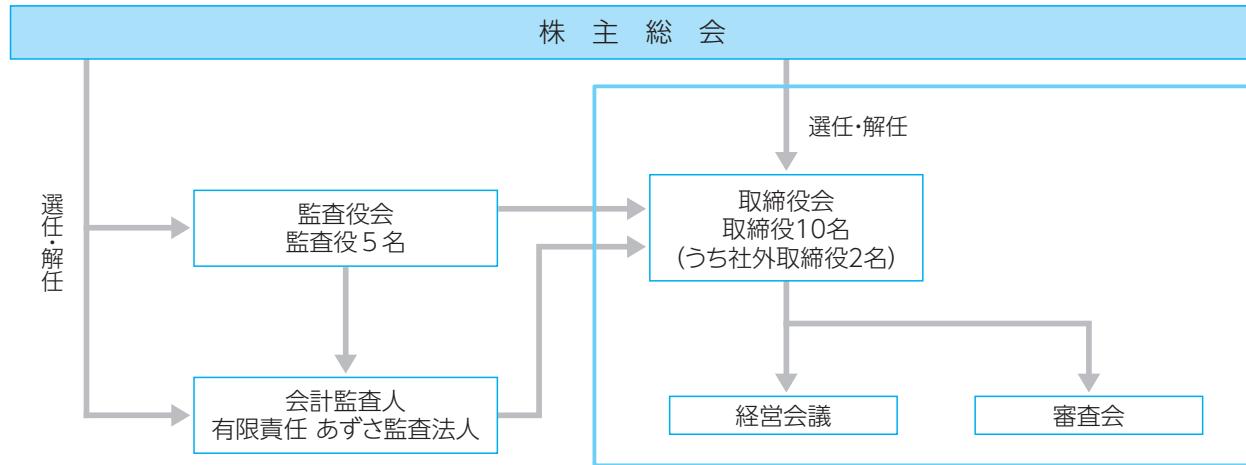
監査役は、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

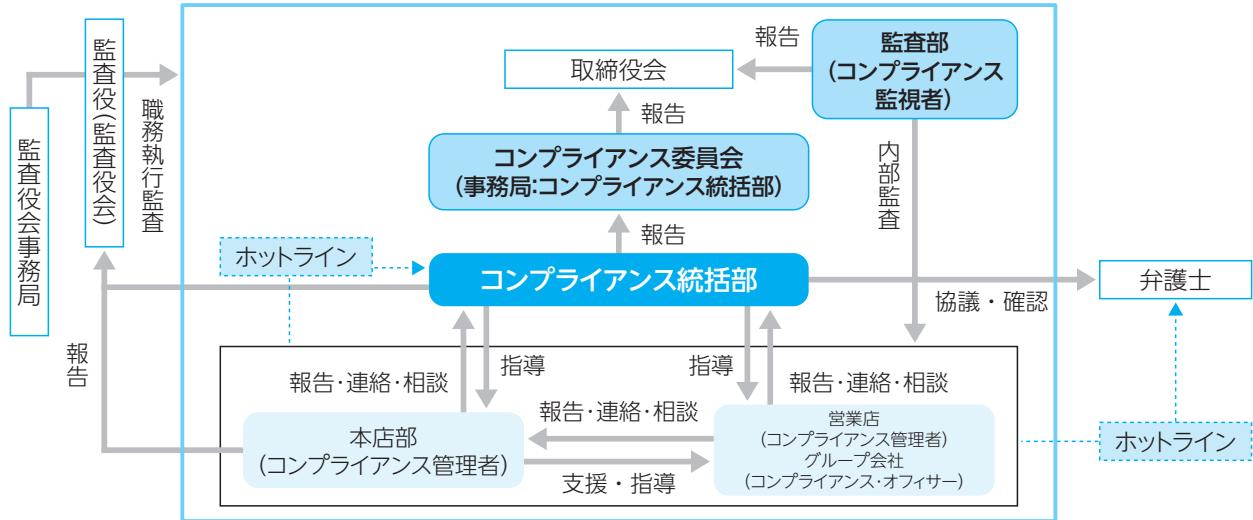
*参考資料「模式図」

(業務執行・経営の監視の仕組み)

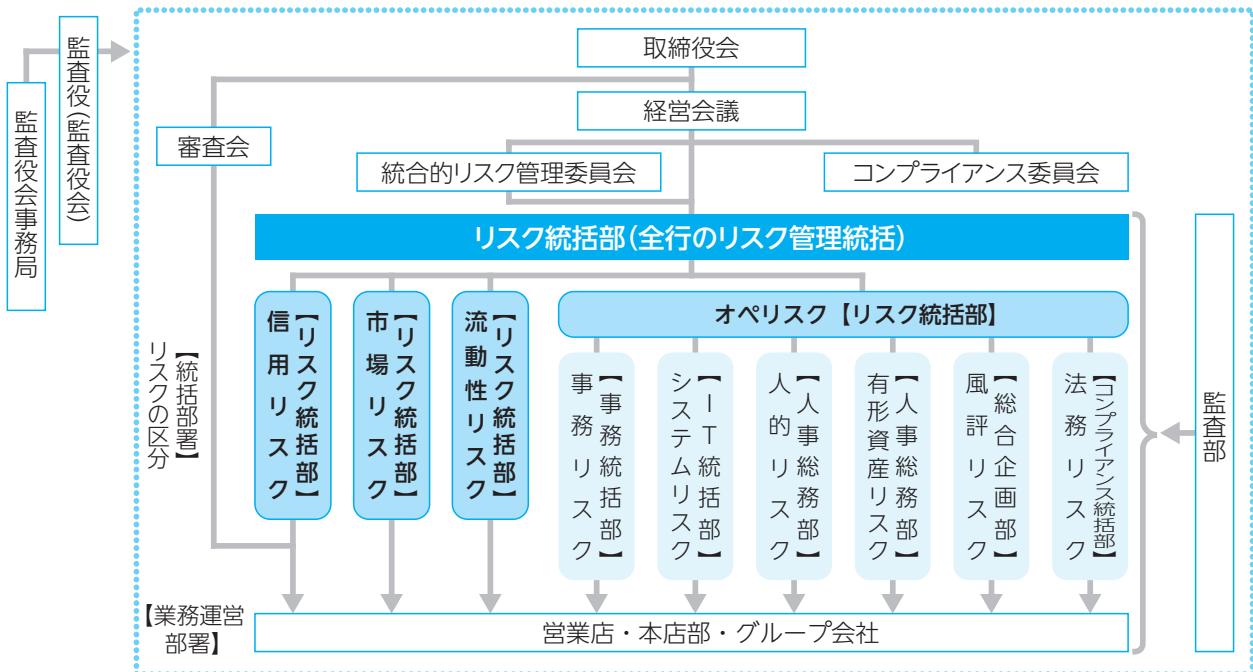


※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員14名（平成28年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)



第105期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

第105期(平成27年4月1日から)損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金額
経 資	常 金	130,841
	運出証券	82,167
	貸有預金	63,867
	利子の受け戻し	15,345
	利子の支取入	253
	利子の支取入	427
	利子の支取入	37
	利子の支取入	2,236
	利息の支取入	150
信 用	手取引の引替	25,401
	手取引の引替	7,683
	手取引の引替	17,718
特 定	手取引の引替	289
	商定品金	66
	商定品金	222
そ そ	商定品金	15,712
	商定品金	1,666
	商定品金	13,946
	商定品金	98
	商定品金	0
	商定品金	7,121
	商定品金	4
	商定品金	3,554
	商定品金	3,561
経 資	常 金	85,705
	預金	7,451
	預金	3,453
	預金	313
	預金	257
	預金	437
	預金	503
	預金	733
	預金	378
	預金	1,007
	預金	365
役 そ 営	渡済券	8,794
	渡済券	2,761
	渡済券	6,032
	渡済券	10,004
	渡済券	10,004
	渡済券	52,809
	渡済券	6,645
	渡済券	2,227
	渡済券	2,323
	渡済券	148
	渡済券	1,946
経 特	固 定	45,136
	定期預金	1
	定期預金	184
	定期預金	13
税 法 法	引 税 人	197
	前 住 税	44,940
	税 税 税	12,873
	人 人 期	2,064
	人 人 期	14,937
	人 人 期	30,002

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

ひろぎんビジネスサポート株式会社

ひろぎんモーゲージサービス株式会社

しまなみ債権回収株式会社

ひろぎんウェルスマネジメント株式会社

ひろぎん保証株式会社

ひろぎんカードサービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

- ② 持分法適用の関連法人等

3社

ひろぎんウツミ屋証券株式会社

ひろぎんリース株式会社

ひろぎんオートリース株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

6社

(4) のれんの償却に関する事項

該当なし

第105期末(平成28年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	712,514	預金	6,792,193
コールローン及び買入手形	10,766	譲渡性預金	221,525
買入金銭債権	6,824	コールマネー及び売渡手形	25,288
特定取引資産	12,284	売現先勘定	129,184
金銭の信託	189	債券貸借取引受入担保金	268,079
有価証券	1,995,792	特定取引負債	10,232
貸出金	5,267,812	借用金	161,128
外國為替	7,315	外國為替	185
その他の資産	35,951	社債	20,000
有形固定資産	88,689	信託勘定借	42
建物	13,028	その他負債	44,758
土地	57,753	退職給付に係る負債	41
リース資産	754	役員退職慰労引当金	42
建設仮勘定	1,233	睡眠預金払戻損失引当金	1,495
その他の有形固定資産	15,919	ポイント引当金	111
無形固定資産	9,689	繰延税金負債	18,328
ソフトウエア	7,451	再評価に係る繰延税金負債	13,622
その他の無形固定資産	2,238	支払承諾	46,746
退職給付に係る資産	41,663	負債の部合計	7,753,006
繰延税金資産	683	(純資産の部)	
支払承諾見返	46,746	資本金	54,573
貸倒引当金	△ 35,997	資本剰余金	30,817
		利益剰余金	265,811
		自己株式	△ 982
		株主資本合計	350,220
		その他有価証券評価差額金	65,797
		繰延ヘッジ損益	△ 764
		土地再評価差額金	27,784
		退職給付に係る調整累計額	4,548
		その他の包括利益累計額合計	97,365
		新株予約権	334
		純資産の部合計	447,919
資産の部合計	8,200,925	負債及び純資産の部合計	8,200,925

第105期(平成27年4月1日から) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	134,366
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	82,056
有 価 証 券 利 息 配 当 金	63,953
コールローン利息及び買入手形利息	15,110
預 け 金 利 息	253
そ の 他 の 受 入 利 息	429
	2,309
信 役 記 費 取 扱 収 益	150
務 特 定 取 扱 収 益	28,836
そ の 他 業 務 収 益	289
そ の 他 経 常 収 益	15,712
償 却 債 權 取 立 益	7,323
そ の 他 の 経 常 収 益	5
	7,318
経 常 費 用	87,156
資 金 調 達 費 用	
預 金 利 息	7,452
譲 渡 性 預 金 利 息	3,452
コールマネー利息及び売渡手形利息	311
売 現 先 利 息	257
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	437
借 用 金 利 息	503
社 債 利 息	733
そ の 他 の 支 払 利 息	378
役 務 取 扱 等 費 用	1,377
そ の 他 業 務 費 用	8,270
そ の 他 業 経 常 費 用	10,004
	54,630
そ の 他 経 常 費 用	6,798
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,909
そ の 他 の 経 常 費 用	4,889
経 常 利 益	47,210
特 別 利 益	1
固 定 資 産 处 分 益	
特 別 損 失	198
固 定 資 産 处 分 損	
減 損 損 失	185
	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	47,013
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,476
法 人 税 等 調 整 額	2,181
法 人 税 等 合 計	
当 期 純 利 益	15,658
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	31,355

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 広島銀行
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾崎更三㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河合聰一郎㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本洋平㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 広島銀行
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾崎更三㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河合聰一郎㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本洋平㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書臘本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

株式会社 広島銀行	監査役会
常任監査役(常勤)	水野上 広司 ㊞
常任監査役(常勤)	水谷泰之 ㊞
社外監査役	武井 康年 ㊞
社外監査役	高橋 義則 ㊞
社外監査役	吉田 正子 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施しております。

これにより、第105期の期末配当および剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項、およびその種類と総額

当行普通株式1株につき、5円50銭の金銭による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,432,043,406円となります。

(2) 当該剰余金の配当がその効力を生じる日（支払開始日）

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 23,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 23,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	すみ 角 廣 熊 (昭和19年1月1日生) 再任	昭和42年 4月 当行入行 平成10年 6月 取締役総合企画部長兼関連事業室長 平成11年 6月 取締役総合企画部長 平成12年 6月 常務取締役 平成15年 6月 専務取締役 平成16年 6月 専務取締役（代表取締役） 平成18年 6月 取締役頭取（代表取締役） 平成24年 6月 取締役会長（代表取締役） 現在に至る	28,976株
取締役候補者とした理由			
2	いけ 池 田 晃 治 (昭和28年9月3日生) 再任	昭和52年 4月 当行入行 平成18年 4月 執行役員福山営業本部本部長兼 イトヨーカドー福山店出張所長 平成20年 4月 常務執行役員福山営業本部本部長兼 イトヨーカドー福山店出張所長 平成21年 4月 常務執行役員総合企画部長 平成21年 6月 常務取締役総合企画部長 平成23年 4月 常務取締役 平成24年 6月 取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所担当 現在に至る	22,000株
取締役候補者とした理由			

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	名 前 略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	ひろ 廣 田 (昭和33年1月8日生) 再任	昭和56年4月 当行入行 平成20年4月 大手町支店長 平成22年4月 執行役員今治支店長 平成24年4月 常務執行役員今治支店長 平成25年4月 常務執行役員 平成25年6月 常務取締役東部統括本部長 平成27年4月 常務取締役 平成27年6月 取締役専務執行役員 営業統括部・融資企画部・公務営業部担当 現在に至る	5,144株
4	み 三 よし 吉 きち そう (昭和34年7月4日生) 再任	昭和57年4月 当行入行 平成19年6月 コンプライアンス統括部長 平成21年4月 融資第二部長 平成22年11月 執行役員岡山支店長 平成26年4月 執行役員 平成26年6月 取締役 平成27年6月 取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部担当 現在に至る	4,000株

取締役候補者とした理由

昭和56年より当行グループの一員として、主に営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役候補者とした理由

昭和57年より当行グループの一員として、主にコンプライアンス部門、融資部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
5	小嶋泰紀 (昭和33年2月7日生) 再任	昭和55年4月 当行入行 平成20年4月 リスク統括部長 平成22年4月 営業統括部長 平成24年4月 執行役員西条支店長兼広島空港出張所長兼東広島市役所出張所長 平成26年4月 執行役員監査部長 平成26年6月 取締役監査部長 平成27年6月 取締役常務執行役員 総合企画部・事務統括部・IT統括部担当 現在に至る	16,000株
取締役候補者とした理由			
昭和55年より当行グループの一員として、主にリスク管理部門、営業部門、監査部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			
6	吉野勇治 (昭和34年3月5日生) 再任	昭和57年4月 当行入行 平成18年4月 総合企画部長 平成21年4月 銀山町支店長 平成24年4月 執行役員東京支店長 平成26年4月 常務執行役員東京支店長 平成27年4月 常務執行役員 平成27年6月 取締役常務執行役員 個人営業部・資金証券部担当 現在に至る	20,000株
取締役候補者とした理由			
昭和57年より当行グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	名 略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
7	部 谷 俊 雄 (昭和35年5月1日生) 新任	昭和58年 4月 当行入行 平成20年 4月 広島東支店長 平成23年 4月 総合企画部長 平成25年 4月 執行役員本店営業部本店長 平成27年 4月 常務執行役員本店営業部本店長 平成28年 4月 常務執行役員 リスク統括部担当 現在に至る	10,722株
取締役候補者とした理由			
	昭和58年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
8	住 川 雅 洋 (昭和23年11月26日生) 再任 社外 独立	昭和47年 4月 日本銀行入行 平成12年 5月 日本銀行広島支店長 平成14年 6月 日本銀行情報サービス局長 平成15年 4月 東京都民銀行入行 顧問 平成15年 6月 東京都民銀行常務取締役 平成16年 6月 東京都民銀行代表取締役専務 平成22年 6月 東京都民銀行顧問兼とみん経営研究所 代表取締役会長 平成23年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 シニアアドバイザー (現任) 平成25年 6月 当行取締役 現在に至る	6,000株
社外取締役候補者とした理由			
	住川雅洋氏は、日本銀行の支店長および地域金融機関の経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。平成25年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。		

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
9	前田香織 (昭和34年6月22日生) 再任 社外 独立	昭和57年4月 広島大学工学部助手 平成2年4月 財団法人放射線影響研究所 平成6年6月 広島市立大学情報科学部情報工学科助手 平成8年4月 広島市立大学情報処理センター講師 平成12年7月 広島市立大学情報処理センター助教授 平成19年4月 広島市立大学大学院情報科学研究所教授 (現任) 平成27年6月 当行取締役 現在に至る	1,000株
社外取締役候補者とした理由			
前田香織氏は、IT分野における学識者としての経験、および幅広い知識と高い見識を有しております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、平成27年より当行社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。			
10	三浦惺 (昭和19年4月3日生) 新任 社外 独立	昭和42年4月 日本電信電話公社入社 平成8年6月 日本電信電話株式会社取締役人事部長 平成10年6月 日本電信電話株式会社常務取締役人事労働部長 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役社長 平成19年6月 日本電信電話株式会社代表取締役社長 平成24年6月 日本電信電話株式会社取締役会長 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本電信電話株式会社取締役会長	一株
社外取締役候補者とした理由			
三浦惺氏は、日本電信電話株式会社代表取締役社長および取締役会長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 2. 住川 雅洋氏、前田 香織氏、および三浦 恢氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 住川 雅洋氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。前田 香織氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 4. 当行は、住川 雅洋氏、前田 香織氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、三浦 恢氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 前田 香織氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、相原 香織（あいばら かおり）であります。

以上

(ご参考)

第105期（平成28年3月31日現在）信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信託受益権	30,689	金銭信託	37,848
有形固定資産	629	包括信託	720
銀行勘定貸	42		
現金預け金	7,207		
合計	38,569	合計	38,569

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現金預け金	6,424	元本	6,424
合計	6,424	合計	6,424

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について

インターネットにより議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

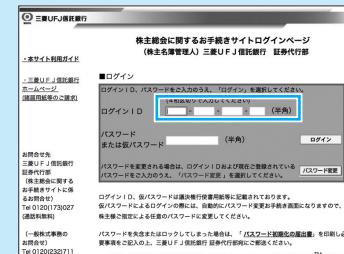
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使方法について

- 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。



議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

- 株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームから議決権行使いただけます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

以上

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

